

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	全般	英数字について、半角・全角表現の記載を適正化した。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-7~9, 11, 16~ 18, 82, 83, 85, 86, 145, 146, 148, 149	記載の適正化 下記のとおり,設備名称の修正をした。また,関連する図表,添付資料についても同様に修正を行った。 (旧) : ディーゼル発電機設備 (燃料油系統) 配管・弁 (新) : ディーゼル発電機設備 (燃料油設備) 配管・弁	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-7~ 9, 11, 18, 19, 110, 111, 113, 183, 184, 186, 187	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-14	記載の適正化 条文内で統一が図れていなかったことから,下記のとおり修正する。 (旧) 代替電源 (直流) (新) 可搬型代替直流電源設備	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-14	同上 相違理由欄に大飯との相違理由についても追記した。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-19	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 外部電源、ディーゼル発電機による給電が見込めない場合 (新) : 外部電源及びディーゼル発電機による給電が見込めない場合	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-21	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-29	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 電源車 (新) : <u>可搬型代替電源車</u>	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-32	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-25, 27, 32, 37, 40, 46	以下の内容は, No.60にて更なる見直しを実施 記載の適正化 (下線部削除) (旧) : 1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 (新) : 1.14.2.2.(1)a. <u>所内常設蓄電式直流電源設備による給電</u>	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-27, 30, 34, 43, 47, 52	以下の内容は, No.61にて更なる見直しを実施 同上 比較表1.4-27ページについては, 女川欄も同様に記載を適正化。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-42	記載の適正化 (下線部削除) (旧) : 切離し (新) : <u>切り離し</u>	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-48	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-42, 60, 61	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : ケーブル接続, 遮断器操作については, (新) : <u>ケーブル接続及び遮断器操作</u> については,	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-48, 79	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-46	記載の適正化 下記のとおり,名称の修正をした。 (旧) : 通信設備等 (新) : 通信連絡設備	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-53	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-49	記載の適正化 (旧) : 交流入力電源喪失したことを (新) : 交流入力電源が喪失したことを	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-63	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-53	記載の適正化 (下線部削除) (旧) : コントロールセンタB系系受電後 (新) : コントロールセンタB系受電後	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-67	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-64	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 可搬型代替電源車の移動、起動前点検を実施する。 (新) : 可搬型代替電源車の移動及び起動前点検を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-87	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-63, 65	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 代替所内電気設備変圧器、 <u>代替所内電気設備分電盤</u> の給電が完了 (新) : 代替所内電気設備変圧器及 <u>び代替所内電気設備分電盤</u> の給電が完了	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-83, 88	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-65	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 受電完了ま <u>205分</u> 以内 (新) : 受電完了ま <u>で205分</u> 以内	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-89	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-67	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 可搬型タンクローリーへ軽油補給準備 (新) : 可搬型タンクローリーへ <u>の</u> 軽油補給準備	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-92	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-68, 71	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 切替え (新) : 切り替 <u>え</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-93, 97	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-80	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 発電用原子炉の停止, 冷却, 原子炉格納容器の健全性を確認 (新) : 発電用原子炉の停止, 冷却及び原子炉格納容器の健全性を確認	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-107	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-81	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 24時間に渡って (新) : 24時間にわたって (旧) : 長期に渡る (新) : 長期にわたる	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-108	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-81	誤記訂正 (旧) 可搬型代替直流電源装置 (新) 可搬型代替直流電源設備	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-108	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-97, 113	概要図 記載の適正化 2号起動変圧器に繋がる電路が矢印となっていたため, 実線に修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-124, 142	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-129, 131, 211, 213	第1.14.29図, 第1.14.31図, 添付資料1.14-16 図-2及び図-4 ・燃料の流れ方向がわかるように矢印を追記した。	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-164, 166, 284, 286	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-136	第1.14.36図 記載の適正化 ・ホースに名称を追記した。 ・燃料油の流れ方向がわかるように矢印を追記した。 ・ポンプ→給油ポンプ	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-171	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-145	記載の適正化 添付資料1.14.1 非常用交流電源設備による給電のうちディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁の既設新設の分類を「既設, 新設」から「既設」へ修正した。	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-183	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-150	記載の適正化 自主対策設備仕様のうち号炉間連絡予備ケーブルの数を下記の通り修正した。 (旧) 1組 (新) 2組	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-189	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-153	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 可搬型代替電源 (新) : 可搬型代替電源車	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-192	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-157	記載の適正化 下記のとおり,名称の修正をした。 (旧) : プラント監視機能及び原子炉格納容器冷却等に必要な負荷 (新) : プラント監視機能及び原子炉格納容器冷却に必要な負荷	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-197	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-169	記載の適正化 (下線部参照) (旧) : 切離していた (新) : 切り離していた	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-235	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-209~219	記載の適正化 添付資料1.14.16について,以下の修正を実施 ・43条→設置許可基準規則第43条 ・表現の適正化	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.8.0)	1.14-281～291	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.9.0)	1.14-215	記載の適正化 図タイトルと図面の向きが合うように、図タイトルを図面の下に移動した。	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-288	同上	
以上、6/30一括提出時の適正化内容を示す。以降は、一括提出後の適正化内容を示す。				
	1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.X.Y)			
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	資料全般	記載の適正化 「の記載場所について、他条文と記載内容を統一した。下記に代表例を記載する。 (旧) 「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑮～⑰と同様である。 (新) 1.14.2.2.(1)a. 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑮～⑰と同様である。	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	資料全般	同上	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	資料全般	記載の適正化 下記のとおり、他条文と記載内容を統一した。 (旧) 通常運転状態 (新) 通常運転時	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	資料全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	とりまとめた資料-8	記載の適正化 記載方針の相違①の相違理由に関する内容が不足していたことから、下記の内容を追記した。 (旧) 伊方3号炉と同様である。 (新) 伊方3号炉及び女川2号炉と同様である。	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	とりまとめた資料-8,10	記載の適正化 本文側の記載に合わせた。 ・手順書名称に関する記載を、代表的な手順書名称のみと記載とした。 ・代替非常用発電機の現場起動手順において、現場で起動操作する要員を運転班員として記載していたが、運転員に変更したことから、運転班員の記載を削除した。 (旧) これらの手順は、発電所対策本部長※3、発電課長(当直)、運転員、災害対策要員及び運転班員の対応として全交流動力電源喪失時における対応手順等、炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順及び余熱除去系統異常の対応手順に定める(第1.14.1表)。 (新) これらの手順は、発電所対策本部長※3、発電課長(当直)、運転員及び災害対策要員の対応として全交流動力電源喪失時における対応手順等に定める(第1.14.1表)。	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	とりまとめた資料-9	記載の適正化 本文中の記載に記載内容を統一した。 大飯欄 (旧) 全交流動力電源喪失の対応手順 (新) 全交流動力電源喪失の対応手順等 泊欄 (旧) 全交流動力電源喪失時における対応手順 (新) 全交流動力電源喪失時における対応手順書等	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	とりまとめた資料-10	記載の適正化 相違理由のページ番号に誤記があったことから、下記のとおり修正する。 (旧) (例:比較表 p 1.14-89~91) (新) (例:比較表 p 1.14-91~98) (旧) (例:比較表 p 1.14-92~93) (新) (例:比較表 p 1.14-99~103) (旧) (例:比較表 p 1.14-89~93) (新) (例:比較表 p 1.14-91~98)	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	とりまとめた資料-12	記載の適正化 相違理由のページ番号に誤記があったことから、下記のとおり修正する。 (旧) (例:比較表 p 1.14-18) (新) (例:比較表 p 1.14-19)	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	とりまとめた資料-16	記載の適正化 本文中の記載に記載内容を統一した。 (旧) 「事象の判別を行う運転手順等」, 「全交流動力電源喪失時における対応手順等」, 「炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順」及び余熱除去系統異常の対応手順 (新) 全交流動力電源喪失の対応手順書等	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-17	誤記訂正 (旧) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器分電盤 (新) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-9, 18	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-17	誤記訂正 (旧) 及び (新) 並びに	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-9, 18	同上	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-20	記載の適正化 相違理由を下記のとおり修正する。 (旧) 【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映) ・第1.14.1表で整理する「整備する手順書」をすべて記載 (新) 【女川】 記載表現の相違(女川実績の反映) ・第1.14.1表で整理する「整備する手順書」をまとめて記載。(大飯と同様)	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-20	記載の適正化 以下のとおり相違理由を追記する。 追記 【大飯】 記載方針の相違 (相違理由①)	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-16	記載の適正化 他条文との統一がとれていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 少なくとも一系統 (新) 少なくとも1系統	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-17	同上	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-30	大飯欄の再掲の記載を適正化し、青枠線を追記した(下線部参照)。 【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-19	記載の適正化 代替非常用発電機の現場起動手順において、現場で起動操作する要員を運転班員として記載していたが、運転員に変更したことから、運転班員の記載を削除した。 (旧) これらの手順は、発電所対策本部長※3, 発電課長 (当直), 運転員, 災害対策要員及び運転班員の対応として・・・ (新) これらの手順は、発電所対策本部長※3, 発電課長 (当直), 運転員及び災害対策要員の対応として・・・	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-20	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-22～24, 28, 58, 100～102	方針変更に伴う修正 代替非常用発電機の現場起動手順において、現場で起動操作する要員を運転班員として記載していたが、運転員に変更したことから、手順内容を一部修正した。修正内容について下記のとおり。 ・現場起動操作の要員を『運転班員』→『運転員C及びD』に変更。 ・要員変更により、発電課長 (当直) ⇄発電所対策本部長への指示又は報告, 発電所対策本部長⇄運転班員への指示又は報告に関する手順を削除。 ・手順番号の変更 (概要図の手順番号変更含む) ・操作の成立性の運転員 (現場) の要員を『1名』→『3名』に変更。	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-24～27, 31, 78, 128, 129	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-25, 27, 32, 37, 40, 46	記載の適正化 手順の順序変更に伴い、下記のとおり修正する。 (旧) 1.14.2.2.(1)a. 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑮～⑳と同様である。 (新) 1.14.2.2.(1)a. 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑭～⑳と同様である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-27, 30, 34, 43, 47, 52		
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-26, 65	記載の適正化 (旧) 現場でケーブルの接続 (新) 現場でケーブルを接続し	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-29, 88	同上	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-29	記載の適正化 条文内で記載内容を統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 円滑に作業ができるように (新) 円滑に作業できるように	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-32	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-31	誤記訂正 (旧) メタクラA系又はメタクラB系の受電準備開始を指示する。 (新) メタクラB系の受電準備開始を指示する。	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-33	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-33, 59	記載の適正化 条文内で記載内容を統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。。(屋内作業) (旧) 通信連絡設備等 (新) 通信連絡設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-35, 78	同上	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-34, 42	記載の適正化 他条文との統一がとれていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 展望台西側エリア (新) 構内保管エリア	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-40, 48	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-43	記載の適正化 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 号炉間融通 (新) 号炉間電力融通	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-50	同上	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-48, 49, 51, 56, 57	記載の適正化 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 開閉所電気設備 (新) 開閉所設備	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-62, 63, 65, 76, 77	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-48, 50, 53, 81	記載の適正化 不要な直流負荷切離し操作「8.5時間以内」の記載に関する修正について 不要な直流負荷切離し操作「8.5時間以内」の操作開始時期については、全交流動力電源喪失から8時間以降に実施し30分以内で操作が完了するため、「8.5時間以内」と記載としていたが、大飯と同様に8時間以降に実施するため、大飯と同様の記載内容とした。 (旧) 8.5時間以内 (新) 8時間以降	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-62, 64, 67, 108	同上 上記修正に合わせ、相違理由を追記した。	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-63	誤記訂正 『(女川実績の反映)』を削除した。 (旧) 【女川】記載表現の相違 (女川実績の反映) (新) 【女川】記載表現の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-51, 52	記載の適正化 充電器の受電操作に関する発電課長（当直）からの指示に関する内容で、「充電器の受電指示」と「A安全系蓄電池室及びB安全系蓄電池室の換気指示」の順番が逆になっていたことから下記のとおり修正する。 （旧）⑬～受電が完了したことを確認し、運転員及び災害対策要員に充電器の受電操作を指示する。 （新）⑬～受電が完了したことを確認し、運転員及び災害対策要員にA安全系蓄電池室及びB安全系蓄電池室における蓄電池（非常用）充電時の水素ガス滞留防止のため、蓄電池室排気ファンを起動し、A安全系蓄電池室及びB安全系蓄電池室の換気を指示する。 削除 ⑭ 発電課長（当直）は、運転員に A安全系蓄電池室及びB安全系蓄電池室における蓄電池（非常用）充電時の水素ガス滞留防止のため、蓄電池室排気ファンを起動し、A安全系蓄電池室及びB安全系蓄電池室の換気を指示する。 ※削除により、以降の手順番号変更。 追記 ⑰ 発電課長（当直）は、運転員に充電器の受電操作を指示する。	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-65, 66	同上 ・手順比較のため、女川対象手順の再掲を実施。	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-53, 54	記載の適正化 下記のとおり、他条文と記載内容を統一した。（屋内作業） （旧）作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 （新）室温は通常運転時と同程度である。 （旧）投入操作にあたっては、 （新）投入操作は、	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-67	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-67	記載の適正化 大飯欄及び相違理由欄の記載を削除した(下線部参照)。 (大飯欄) また、充電器の受電操作については、現場対応は1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。 (相違理由欄) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・大飯は、充電器の受電操作の要員数及び所要時間を記載している。 ・泊は、充電器復旧及び中央制御室監視計器の復旧時間を記載している。 (女川と同様)	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-69	記載の適正化 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり追記する。 (旧) 軽油補給を開始する。 (新) 可搬型タンクローリーへの軽油補給を開始する。	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-96	同上	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-68, 71	記載の適正化(下線部参照) (旧) : 汲み上げ用ホース (新) : ホース	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-93, 97	同上	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-72, 77	記載の適正化 下記のとおり、他条文と記載内容を統一した。(屋外作業及び屋内作業) (旧) 周囲温度は外気温度と同程度である。 (新) 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-98, 102	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-72, 73	記載の適正化 条文内で記載内容の統一ができていなかったことから、下記のとおり追記する。 (旧) 上記の操作は (新) 上記の操作は、 <u>可搬型タンクローリー1台当たり</u>	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-97, 98	同上 上記修正に伴い、相違理由を下記のとおり修正する。 (旧) 【大飯, 女川】記載表現の相違 (新) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-72, 73	記載の適正化 (2023年6月20日ヒアリングコメント No5) 「可搬型タンクローリーへの補給完了まで約105分以内～」について、「約」及びその他の手順(～分で対応可能である)の記載について、条文内で統一できていなかったことから、他条文との横並びも含め下記のとおり修正する。(代表例を記載する。) (旧) 可搬型タンクローリーへの補給完了まで約165分である。 (新) 可搬型タンクローリーへの補給完了まで <u>165分以内で可能</u> である。	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-97, 98	同上	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-102	内容の充実 相違理由に関する記載がなかったことから、下記のとおり追記する。 追記 【女川】記載表現の相違 ・泊は、各設備毎に作業時間を整理する。	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-99	第1.14.5図 概要図 本文手順番号変更に伴う記載の適正化 (旧) ⑩ ^a , ⑳ ^a (新) ⑧ ^a , ⑱ ^a	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-128	同上	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-100	第1.14.6図 タイムチャート 本文手順番号変更に伴う適正化	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-101	第1.14.7図 タイムチャート 下記の通り記載の適正化を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本文手順番号変更に伴う適正化 ・ 作業内容見直しによる時間表示バーの修正 ・ 対応要員変更に伴う修正 (旧) 運転班員 (新) 運転員(現場) C, D ・ 記載内容の充実化 (旧) メタクラA系受電操作 (新) メタクラA系受電準備及び受電操作 	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-129	No. 120, 121と同様	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-106	記載の適正化 誤記があったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 後備変圧器を使用した電力融通を行う。 (新) 後備変圧器による給電を行う。	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-106	同上	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-113	第1.14.17図のうち⑥の図示位置について、記載の適正化を実施	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-142	同上	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-118	第1.14.22図 タイムチャート 本文手順番号変更に伴う適正化	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-149	同上	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-126	第1.14.26図 記載の適正化 ・対象となる供給負荷が本文側と整合が取れていなかったため追加し適正化を図った。	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-160	同上	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-128, 129	タイムチャート 第1.14.27図, 第1.14.28図 記載の適正化 図中に記載している文言の表現修正 (旧) 切替 (新) 切替え	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-161, 162	同上	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-132	第1.14.31図について、以下のとおり記載の適正化を実施 ・操作手順⑧ ^{b#16} 項を削除。 ・上記修正に伴い、附番修正を実施。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-166	同上	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-135, 208～219	記載の適正化 (旧) : 汲み上げ (新) : 汲上げ	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-170, 281, 291	同上	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-138, 139	第1.14.38図及び39図について、誤記修正（下線部参照） (旧) 燃料取替用水ピット (新) 補助給水ピット	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-174, 175	同上	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-142, 167, 173～177	記載の適正化 第1.14.41図, 添付資料1.14.8-(1)及び添付資料1.14.9について、不要な直流電源の切離しに関する記載を以下のとおり適正化を図った。（下線部参照） (旧) 8.5時間以内 (新) <u>8時間以降</u>	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-180, 231, 239～243	同上	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-144～149, 170～177, 191～207	記載の適正化 添付資料番号のうち枝番号の附番方法について、女川2号炉及び大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて各審査項目と統一を図った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-182~187, 236~243, 265~280	同上	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-150	記載の適正化（下線部参照） 開閉所設備の記載については275kV母線に係る内容とするべきところ、開閉所設備のうち275kV母線及び遮断器の内容が混在していたことから、275kV母線の内容で記載を統一する。 ・開閉所設備の『数』の記載については、母線数を記載していたがしていたが、適切な表現ではなかったため、下記のとおり修正する。 （旧）2台 （新）2系統 ・開閉所設備の『容量』の記載については、遮断器の定格容量を記載していたことから、275kV母線の定格容量に修正する。 （旧）2,000A （新） <u>4,000A</u>	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-189	同上	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-154	記載の適正化（下線部参照） 適切な表現に記載内容を修正する。 （旧）可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電のケーブル敷設、接続及び可搬型代替電源車操作 （新）可搬型代替電源車による受電のためのメタクラA系及びメタクラB系受電のケーブル敷設、接続及び可搬型代替電源車操作 （旧）必要な遮断器操作によりメタクラA系及びメタクラB系を受電する。 （新）必要な遮断器操作を実施する。	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-194	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-154	記載の適正化（下線部参照） 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) ケーブルの接続先は端子または～容易かつ確実に接続可能である。 (新) ケーブルの接続先は端子化または～容易かつ確実に敷設及び接続可能である。	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-194	同上 上記の修正に合わせ、下記のとおり相違理由を追記。 ・泊はケーブル敷設に関する内容を記載する。	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-155, 163, 164, 180	内容の充実 ケーブルの接続方式に関する内容について不足していたことから、接続方式に関する内容及び写真を追加し内容を充実させた。	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-195, 218, 221, 252	同上	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-163	記載の適正化 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) ケーブルの接続先は端子化にしていることから、容易かつ確実に接続可能である。 (新) ケーブルの接続先は端子化されており容易かつ確実に接続可能である。	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-218	同上	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-166	記載の適正化 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 1号機 (新) 1号炉	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-226	同上	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-164	記載の適正化 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) ケーブルの接続先は端子化にしていることから、容易かつ確実に接続可能である。 (新) ケーブルの接続先は端子化されており容易かつ確実に敷設及び接続可能である。	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-221	同上 上記の修正に合わせ、下記のとおり相違理由を追記。 ・泊はケーブル敷設に関する内容を記載する。	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-171, 173~177	添付資料1.14.9について、以下のとおり記載の適正化を図った。 ・「共通要因故障対策盤」に係るリストの表見出しを追加。 ・「A-蓄電池(非常用)」及び「B-蓄電池(非常用)」に係るリストの脱字修正。(下線部参照) (旧) 合計負荷(A) (新) 合計負荷電流(A) ・リスト全般の注釈文字(※)について、上付き文字となるよう誤植修正。 ・リスト全般の数値(有効数字4桁以上)について、「,」を追記し記載の適正化。	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-237, 239~243	同上	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-179	記載の適正化 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) ケーブルの接続先は端子化にしていることから、容易かつ確実に接続可能である。 (新) ケーブルの接続先は端子化されており容易かつ確実に敷設及び接続可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-251	同上 上記の修正に合わせ、下記のとおり相違理由を追記。 ・泊はケーブル敷設に関する内容を記載する。	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-182, 184	記載の適正化 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 受電系統切替はケーブルの解線で実施すること及び (新) 受電系統切替は、必要なケーブルの解線作業が一般工具により容易に実施できること及び	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-254, 256	同上	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-181, 183	記載の適正化 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 【○○○】 (新) [○○○]	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-253, 255	同上	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-185, 188, 189	記載の適正化 (旧) 無線連絡設備 (携帯型) 及び衛星電話設備 (携帯型) を携帯しており (新) 無線連絡設備 (携帯型) <u>又は衛星電話設備 (携帯型) を使用し</u>	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-258, 261, 263	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-185, 188	記載の適正化 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 可搬型タンクローリー及びホースは容易に移動でき、可搬型タンクローリーへのホース接続は継手接続式となっているため、容易かつ確実に接続可能である。 (新) 可搬型タンクローリー及びホースは、容易に移動でき、ホース接続は継手接続式となっているため、容易かつ確実に敷設及び接続可能である。	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-258, 261	同上	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-186	記載の適正化 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 容易に接続可能である。 (新) 容易かつ確実に敷設及び接続可能である。	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-259	同上	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-186, 188	誤記訂正 操作時間(想定)に関して、「※今後の検討により変更となる可能性がある。」記載していたが、今後も想定時間に変更はない方針のため削除する。	
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-259, 261	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-189	記載の適正化（下線部参照） 条文内で記載内容が統一できていなかったことから、下記のとおり修正する。 (旧) 可搬型タンクローリー及びホースは容易に移動でき、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車へのホース接続はクイックカブラ式となっている、また可搬型直流電源用発電機等へのホースは可搬型タンクローリーに常時接続されたものを使用するため、容易かつ確実に接続可能である。燃料補給については、一般車両への燃料補給と同等であるため容易に操作可能である。 (新) 可搬型タンクローリー及びホースは容易に移動でき、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車へのホース接続はクイックカブラ式となっている、また補給対象設備へのホースは可搬型タンクローリーに常時接続されたもの又は継手接続式のものを使用するため、容易かつ確実に接続可能である。	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-259, 261	同上	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-210	記載の適正化 (旧) : DG燃料系統 (新) : DG燃料油系統	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-283	同上	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.10.0)	1.14-185, 188, 190	技術的能力1.14ヒアリングコメント反映 (2023年6月20ヒアリング コメントNo9) 内容の充実 ホースの接続方式に関する内容が不足していたことから、写真を追加し内容を充実させた。	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.9.0)	1.14-258, 261, 264	同上	